



平成25年8月15日
内閣府（防災担当）

「平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成25年6月8日から8月9日にかけて一連の気象現象としての梅雨前線及び暖湿気の流入並びに台風4号及び台風7号により東北、中国地方を中心に全国各地に甚大な被害がもたらされました。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に適用すべき措置を指定する政令が、本日（8月15日）の閣議において決定されました。

I 激甚災害（本激）の指定と適用措置

全国を対象として、次の措置が適用されます。

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法5条)

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします(過去5ヶ年の補助率嵩上げ平均 84% → 93%)。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法6条)

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げします(一般災害 20% → 最高 90%)。

(3) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法24条2項～4項)

農地等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

II 激甚災害（局激）の指定と適用措置

山形県西村山郡西川町、島根県鹿足郡津和野町並びに山口県山口市(旧阿東町)及び萩市の区域を対象として、次の措置が適用されます。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法3条、4条)

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします(過去5ヶ年の補助率嵩上げ平均 69% → 84%)。

(2) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法24条1項、3項、4項)

公共土木施設等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

III 今後の予定

8月20日（火） 公 布 ・ 施 行（予定）

本件問い合わせ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）付 立岩、濱道、伊藤
03-5253-2111（代表、内線 51345・51346） 03-3501-5696（直通）

平成25年6月8日から8月9日までの間の豪雨及び暴風雨による 激甚災害関係施設等の災害復旧事業費の査定見込額について

1 農地等

※8月14日時点

<本激>

○全国の災害復旧事業費の査定見込額

131.7 億円

うち 岩手県内の査定見込額	<u>14.2億円</u>
山形県内の査定見込額	<u>16.4億円</u>
新潟県内の査定見込額	<u>15.3億円</u>
島根県内の査定見込額	<u>15.2億円</u>
山口県内の査定見込額	<u>18.8億円</u>

(参考：激甚災害指定基準)

本激B基準 全国の災害復旧事業費の査定見込額42.8億円以上 かつ

- ① ある都道府県内の査定見込額が当該都道府県の農業所得推定額の4%を超える 又は
- ② ある都道府県内の査定見込額が10億円を超える

2 公共土木施設等

※8月14日時点

<局激>

市町村名	査定見込額	早期局激*基準額
山形県西川町	6.6億円	6.2億円(局激基準(イ)×2) 5.0億円(局激基準(ロ)×2)
島根県津和野町	6.6億円	5.0億円(局激基準(ロ)×2)
山口県山口市(旧阿東町)	18.1億円	6.1億円(局激基準(イ)×2) 5.0億円(局激基準(ロ)×2)
山口県萩市	54.4億円	50.9億円(局激基準(イ)×2) 20.4億円(局激基準(ハ)×2)

※ 査定事業費が確定する年度末に1年間の災害をまとめて指定することが原則であるが、査定見込額からみて局地激甚災害指定基準を超えることが明らかな災害(基準の2倍超)については、災害の都度指定(いわゆる早期局激)。

(参考：局地激甚災害指定基準)

次のいずれかに該当する災害(但し、基準に該当する市町村の査定見込額の合計額が1億円を超えることが要件)

(イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 × 50%
(査定事業費が1,000万円未満のものを除く)

(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村

当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 × 20%

(ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村

当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 × 20% + $\left[\begin{array}{l} \text{当該市町村の標準税} \\ \text{収入} - 50 \text{億円} \end{array} \right] \times 60\%$